

盛岡市宿泊税システム改修費等補助金に関するQ & A

Q1 盛岡市宿泊税システム改修費等補助金（以下、「補助金」）とはどのようなものですか。

A 補助金は、宿泊税導入に伴う事務負担の軽減や宿泊税の円滑かつ確実な徴収を図るため、宿泊税の特別徴収義務者である宿泊事業者が、宿泊税の導入にあたって必要となる、システムの改修等に係る費用の一部を補助するものです。

Q2 補助金の申請を予定していますが、補助金に上限はありますか。

A 補助金の上限は50万円、補助率は消費税・地方消費税を除いて10分の10です。システムの改修費用の総額が55万円（うち消費税5万円）の場合、消費税を除いた50万円が補助金の対象となり、消費税分の5万円が宿泊事業者の自己負担となります。

Q3 システムの改修は必須ですか。

A 既に利用されているシステムの設定変更で対応可能な場合や紙媒体で管理する場合など、改修の必要がない場合は必須ではありません。各事の事情によりご判断いただきますようお願いいたします。

Q4 補助金の対象となる事業とは具体的にはどのようなものが該当しますでしょうか。

A 補助金の対象となる事業は、システム改修に関する事業となります。

既存のシステムを改修する他、新たなシステム（ソフトウェア）の導入やPC等（ハードウェア）の購入等が該当します。これらは、あくまで宿泊税導入に伴うものに限られます。

Q5 補助金の上限額が50万円となっている根拠は。

A 補助金の上限50万円については、先行自治体の例や宿泊事業者の皆様に行ったアンケートの結果等を参考に額を決定し、皆様の負担をできるだけ軽減するため、上限額までは補助率を100%補助することとしたものです。

Q6 宿泊管理システムを導入した際に助成金を利用していますが、そのような「他の補助金等」の交付を受けている場合は、補助対象外になりますか。

A 補助金は宿泊税の導入に伴い必要となる事業が対象となりますが、すでに「他の補助金等」を既に利用している場合は、二重交付を防ぐために補助対象外となる場合があります。

質問の宿泊管理システムの導入費用として助成金の交付を受けている場合は、宿泊税導入に伴う改修等ではないため、その他の交付要件を満たしていれば、補助金の対

象となります

Q7 課税開始日までにシステム改修を終わらせたいので、先に改修をしてしまい、後から補助金申請した場合も交付の対象となるのか。

A 補助金の交付申請書を提出いただいた事業者に対して、交付が決定しましたら書面で通知いたします。交付決定前に事業に着手した場合は交付の対象外となりますので、通知を確認した上で、事業に着手するようお願いします。

Q8 補助金の補助対象経費について、消費税分も補助対象になるのですか。

A 消費税分は補助対象となりません。消費税分を除いて交付申請していただきますようお願いいたします。

Q9 補助率が 10/10 あるが全額補助してもらえるとということでよいですか。

A 50 万円を上限として補助対象経費を全額補助します。(ただし、消費税相当額を除きます。)

Q10 システムを導入したが、補助金が出ないことはあるのですか。

A 宿泊税を徴収・管理していただくシステムの構築に対する補助のため、補助対象となるのか、必要性を盛岡市でも確認させていただきます。確認がとれば補助対象外となることはありません。

Q11 パソコンの購入も補助対象になるのですか。

A 単にパソコンを購入されるのみでは、補助対象とすることができません。

宿泊税を徴収、管理していただくシステムの構築に対する補助となるため、構築等に必要なパソコン等であれば、補助対象となります。

そのため、交付申請の際にシステムを構築できる事業者の見積を添付していただくことにより、市でも必要性を確認させていただきます。

Q12 補助金は令和 8 年度だけの事業なのですか。

A 宿泊税徴収開始前における、宿泊事業を運営されている事業者への支援となりますので、令和 8 年度のみ補助となります。

Q13 宿泊税徴収システムを構築できる事業者等があれば教えていただけないか。

A 申し訳ありませんが、市で特定の事業者を紹介することができません。

Q14 補助金の交付対象となるシステムの改修は、どのようなものが該当しますか。

A 宿泊税を導入するにあたり必要となるシステムの改修などを想定しています。例えば、現在システムで管理している項目に宿泊税の項目を追加する改修や、発行する領収書に宿泊税の印字を追加する改修が考えられます。

このほか、宿泊税を管理するためのパソコンの購入なども対象になります。

Q15 整備をするためには人的経費が発生すると思います。そういった人件費も補助対象となるのでしょうか。

A 宿泊施設において、施設の職員が直接的にシステム改修等を行った場合の人件費については、補助対象外経費としておりますが、当該改修等について委託業務など外注した場合には、その内容に人件費が含まれたものが補助対象経費にあたりと考えられます。

Q16 領収証に入湯税を含めた時にどういう表記をしなければいけないか教えてください。

A 入湯税を徴収している場合は、宿泊税と入湯税を徴収していることが宿泊者にわかる表記をお願いします。